

平成22年10月12日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 三田村 緒佐武



## 占用許可申請に対する意見書

(守山市 野洲川川田河川公園)

平成22年6月1日付け国近整琵琶調第4号にて意見照会のあり  
ました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたし  
ます。

### 占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸距離標5.3km付近から5.9km付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40m <sup>2</sup>

## 記

### 1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置以降、施設についての大きな変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。

占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成21年3月31日付け）においても検討を具体的かつ詳細に行うよう意見を付したところである。これに対して今回は代替地の確保又は規模の縮小について具体的な成果はなかったが、一定の調査・検討を行ったことは評価できる。

また、前回意見書で緑地広場についての適切な利用のあり方について検討するように求めた点については、利用実態に合わせて緑地広場をグラウンドゴルフ場に変更して申請することとしているが、その利用目的はスポーツ施設であり改善したとは言い難い。

一方、低水路の整備が十分でなく安全面等で課題が残る状況であるが、既設の護岸階段を利用した水際へのアプローチが可能のため、親水空間としての利用が検討されている。これは「基本理念・基本方針」に近づいた方向の利用であると認められるため、今後、具体的な利用方法の検討が望まれる。

これらのことから、当委員会は下記の意見を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を検討するよう指導すること。
- ② 次回占用許可更新の際に、河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう指導されたい。

### 2. 検討の経緯

平成22年6月1日	意見照会書の受理
平成22年6月1日	委員会 占用許可施設の現地調査 河川管理者による概要説明 平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成22年10月5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

### 3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書  
平成21年3月31日付け意見書

以上